令和4年度第1回南丹市総合教育会議

こども政策について

こども家庭庁の組織・事務・権限について(イメージ)

- 〇内閣府の外局として設置
- 〇令和5年4月1日設立
- 〇内部組織は、司令塔部門、成育部門、支援部門の3部門体制 (移管する定員を大幅に上回る体制を目指す)

内閣総理大臣

こども政策担当大臣

こども家庭庁

司令塔機能

- 〇各府省庁に分かれているこども政策に関する総合調整権限を一本化
- ・青少年の健全な育成及び子どもの貧困対策 【内閣府政策統括官(政策調整)】
- ・少子化対策及び子ども・子育て支援【内閣府子ども・子育て本部】
- ・犯罪から子どもを守る取組【内閣官房】
- •児童虐待防止対策【厚生労働省】
- 児童の性的搾取対策【国家公安委員会・警察庁】
- 今まで司令塔不在だった就学前のこどもの育ちや放課後のこどもの居場所についても主導
- こどもや子育て当事者、現場(地方自治体、支援を行う民間団体等)の意見を政策立案に 反映する仕組みの導入(これらを踏まえた各府省所管事務への関与)

各府省から移管される事務

- <内閣府>
- 〇政策統括官(政策調整担当)が所掌する<u>**子ども・若者育成支援及び子どもの貧困対策</u>に** 関する事務</u>
- ○子ども・子育て本部が所掌する事務
- く文部科学省>
- 〇総合教育政策局が所掌する**災害共済給付**に関する事務
- <厚生労働省>
- ○子ども家庭局が所掌する事務(婦人保護事業を除く。)
- ○障害保健福祉部が所掌する**障害児支援**に関する事務

新たに行う・強化する事務

性的被害の防止、CDRの検討、プッシュ型支援を届けるデジタル基盤整備 等

※CDR : こどもの死亡の原因に関する情報の収集・分析・活用などの予防のためのこどもの死亡検証

こども政策に関わる各府省大臣

文部科学省

- ○教育の振興
- ○学校教育の振興 (制度、教育課程、免許、 財政支援など)
- 幼稚園教育要領・ 保育所保育指針を 相互に協議の上 共同で策定

総合調整権限に

基づく勧告

○幼児教育の振興

いじめ重大事態に 係る情報共有と対策の 一体的検討

医療関係各法に基づく

基本方針等の策定に

おける関与

○学校におけるいじめ防止、 不登校対策

厚生労働省

- ○医療の普及及び向上
- ○労働者の働く環境の整備

その他の府省

_1.

- こども家庭庁関連予算の要求・編成に当たっては、以下の5つの基本姿勢を踏まえ行っていく。 1.こども政策は国への投資であり、こどもへの投資の最重要の柱である。その実現のためには将来世代につけをまわさないように、安定財源を確実 に確保する。
 - 2. 単年度だけではなく、複数年度で戦略的に考えていく。
 - 3. こどもの視点に立ち施策を立案し、国民に分かりやすい目標を設定して進める。
 - 4. こども家庭庁の初年度にふさわしく、制度や組織による縦割りの狭間に陥っていた問題に横断的に取り組む。
 - 5. 支援を求めているこどもの声を聴き、支援を求めている者にしっかりと届ける。
- は、こども家庭庁準備室として新たに取り組むもの

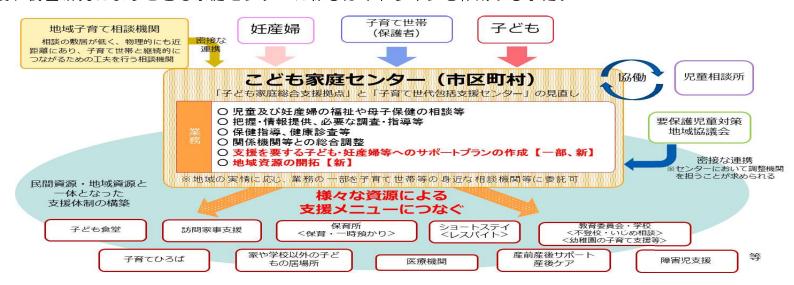
○年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援イメージ - 赤字は主な新規事業 妊娠期 18歳 結婚 妊娠前 乳幼児期(~5歳) 学齢期以降(6歳~) ~産後 以降 義務教育 高校教育 子育て支援(未就園児含む) 大学等 (特別支援学校を含む) (特別支援学校を含む) (地域子育て支援拠点、ファミリー・ サポート・センター等) いじめ・不登校 ● 伴走型の支援 地域におけるいじめ防止対策の体制構築の推進 ●定期預かりモデル事業 妊 産婦支援 幼稚園 妊娠相談 (特別支援学校を含む) こどもの居場所(こどもの居場所づくり指針の策定) 結婚支援 認定こども園・保育所 (産後ケ (放課後児童クラブ、児童館、こども食堂、学習支援の場、青少年センター等) 支援 就学前こども育ち指針の策定(新 ■居場所づくり支援モデル事業 (新) ア 母子保健 含む 児童手当(15歳まで) •こども関連業務従事者の性犯罪 こどもの安全(事故防止、災害共済給付、性被害防止等) 歴等確認の仕組み(日本版DBS) (新)

困難な状況にあるこども支援(児童虐待、貧困、ひとり親、ヤングケアラー、障害児、高校中退、非行等)

こどもの意見聴取と政策への反映

1. こども家庭センターについて

- 改正児童福祉法により、市区町村において、子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)と子育て世代包括支援センター(母子保健)の設立の 意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関(こども家庭センター)の設置に努めることとした。
- こども家庭センターは、<u>これまで子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センターにおいて実施している相談支援等の取組に加え</u>、 新たに
 - ・妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント(**サポートプランの作成**)や、
 - ・民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るための<u>地域資源の開拓、</u>を担うことで、更なる支援の充実・強化を図るもの。
- 令和6年4月の施行に向け、以下の準備を進めていただきたい。
 - ①子ども家庭総合支援拠点未設置市町村 ⇒ 拠点の早期設置。その際、②の一体的な相談支援体制の整備等を併せて検討。
 - ②拠点・包括支援センター設置市町村 ⇒ 一体的な支援体制(詳細は次頁)を整備しつつ、新たな業務の実施に向け検討。
 - ※ 今年度、調査研究によりこども家庭センターに係るガイドラインを作成する予定。



児童福祉法の一部改正に伴う南丹市の子育で体制について(案)

福祉保健部 保健医療課

「妊娠届出」

「産前産後支援」

「乳児健康診査」

機能として設置済

◎子育て世代包括支援センター

教育委員会

学校教育課

適応指導教室 (国際交流会館 内)

社会教育課

放課後児童クラブ (市内 7カ所)

福祉保健部 子育て支援課

「保育所」、「幼稚園」、「こども園」、「 民間施設の運営支援」、「給食」、「食 育推進」、「入学祝金」、「子育て手 当」、「医療費」、「病児保育」など

「子ども・子育て支援」、「ひとり親医療費、相談支援」、「子育てすこやかセンター」、「子どもの貧困対策」、「ヤングケアラー支援」、「子ども家庭サポートセンター」、「家庭児童相談」、「児童虐待対応」 など

子育て

連

携

未設置(今後、新たな係などを設置して対応が必要)

○ 子ども家庭総合支援拠点 (R4.4.1設置が国の努力目標)

「子どもの貧困対策」、「ヤングケアラー支援」、「子ども家庭サポートセンター」、「家庭児童相談」、「児童虐待対応」 など

(R6.4.1設置が国の目標)

こども家庭センター

全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的相談支援を行う機能を有する機関



こども家庭センター

支援を要す

る子ども・

妊産婦等

へのサポー

トプランの

作成など

母子保健業務

「妊娠届出」 「産前産後支援」 「乳児健康診査」

など

児童福祉業務

「子どもの貧困対策」、「ヤング ケアラー支援」、「子ども家庭 サポートセンター」、「家庭児 童相談」、「児童虐待対応」 など

連

携

教育委員会

学校教育課

適応指導教室

(国際交流会館 内)

社会教育課

放課後児童クラブ (市内 7カ所)

母子保健業務

「妊娠届出」

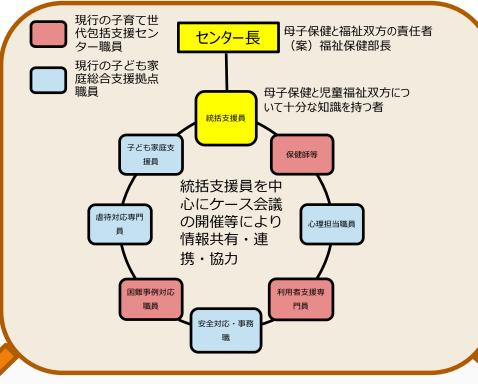
「産前産後支援」

「乳児健康診査 |

など 母子保健の相談 等を担当

民間資源・地域資源と 一体となった支援体制 の構築

『こども家庭センター | のイメージ



児童福祉業務

「子どもの貧困対策」

「ヤングケアラー支援」

「子ども家庭サポートセ ンターI

「家庭児童相談|

「児童虐待対応し

などの児童福祉の相談 等を担当

様々な資源による支援メニューにつなぐ

子ども食堂

訪問家事支援

保育所

ショートステイ

教育委員会・学校

子育てひろば

第三の居場所

医療機関

産前産後サポート 産後ケア

障害児支援